

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	山下	栄一 (公明)	陣内	孝雄 (自民)	松岡	徹 (民主)
理事	岡田	広 (自民)	関谷	勝嗣 (自民)	浜四津	敏子 (公明)
理事	松村	龍二 (自民)	谷川	秀善 (自民)	仁比	聡平 (共産)
理事	築瀬	進 (民主)	若林	正俊 (自民)	近藤	正道 (社民)
理事	木庭	健太郎 (公明)	江田	五月 (民主)	扇	千景 (無)
	青木	幹雄 (自民)	小林	正夫 (民主)	角田	義一 (無)
	山東	昭子 (自民)	前川	清成 (民主)		(18.10.24 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類105件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

信託法案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、信託法制について、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信託等の新しい制度を導入するとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によることとする等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、公益信託以外の受益者の定めのない信託に関する経過措置について修正が行われた。信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法案は、信託法の施行に伴い、旧信託法、信託業法その他の63の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。委員会においては、両法律案を一括として議題とし、受託者の義務が合理化された意義、受益者保護のための規定の実効性、自己信託及び目的信託の活用方法と弊害防止措置、福祉型信託の望ましい在り方、事業信託に対する税制及び会計基準の在り方等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行い、また、財政金融委員会との連合審査会を開催した。両法律案は、討論の後、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月26日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、死刑執行状況及び死刑執行制度に関する法務大臣の認識、刑務所の過剰収容対策及び改善指導の効果的実施につい

ての今後の取組、再犯防止のため刑務所における職業訓練を充実させる必要性、外国人の不法滞在半減キャンペーンの現状と今後の具体的取組、裁判員制度の準備状況及び今後の広報等の取組、捜査の可視化・法テラス等司法制度改革の実施状況、代理出産における親子関係確認のための法整備の必要性、学校内のいじめの実態把握と関係省庁による連携した取組の必要性、更生保護制度の抜本的改革の在り方、ヤミ金融事犯の取締状況及び徹底した取締りの必要性、日賦貸付特例を即時廃止する必要性、諸外国における国際組織犯罪防止条約締結のための国内法の整備状況等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月26日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 死刑執行状況に関する件、再犯防止対策に関する件、司法制度改革の実施状況に関する件、代理出産における親子関係の確認に関する件、学校内のいじめの実態把握と対応策に関する件、ヤミ金融事犯の取締状況に関する件、諸外国における国際組織犯罪防止条約締結のための国内法整備状況に関する件等について長勢法務大臣、水野法務副大臣、渡辺内閣府副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、岡田広君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成18年11月28日（火）（第3回）

- 信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）
以上両案について長勢法務大臣から趣旨説明を、信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員早川忠孝君から説明を聴いた。

○平成18年11月30日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、前川清成君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比

聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

また、両案について財政金融委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成18年12月5日（火）（第5回）

○信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について参考人一橋大学大学院法学研究科教授中田裕康君、日本弁護士連合会信託法及び信託業法改正対応チーム座長深山雅也君及び社団法人信託協会副会長・みずほ信託銀行株式会社取締役社長池田輝彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、築瀬進君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成18年12月6日（水）

法務委員会、財政金融委員会連合審査会（第1回）

○信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について長勢法務大臣、山本内閣府特命担当大臣、富田財務副大臣、渡辺内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、仁比聡平君（共産）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成18年12月7日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、築瀬進君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（第164回国会閣法第83号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民
欠席会派 無
(第164回国会閣法第84号) 賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産、社民
欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成18年12月14日(木)(第7回)

- 請願第87号外104件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

信託法案(第164回国会閣法第83号)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、信託法制について、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信託等の新しい制度を導入するとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によるものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、受託者の義務等の内容の適切な要件の下での合理化

- 1 形式的には利益相反行為に該当する行為でも、信託行為の定め、重要な事実の開示を受けた受益者の承認、受益者の利益を害しないときその他正当な理由があるとき等は許容する。
- 2 信託行為に信託事務処理の第三者への委託を許容する旨の定めがない場合でも、やむを得ない事由があるときのみならず、信託の目的に照らして相当であるときにはこれを許容し、受託者の選任・監督上の義務について規定を整備する。

二、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備

- 1 受益者が必要な情報を入手できるよう、帳簿等の作成、保管等に関する規定を整備する。
- 2 損失てん補等の請求に加えて、違法行為の差止請求の制度を創設する。
- 3 受益者が多数決で意思決定することを許容するほか、受益者集会などの制度を創設する。
- 4 現行の信託管理人に加えて、受益者に代わって受託者を監視・監督する信託監督人、受益者に代わってその権利を行使する受益者代理人の制度を創設する。

三、多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備

- 1 信託の併合・分割の制度を創設する。

- 2 受益権の有価証券化を可能とする信託（受益証券発行信託）を創設する。
- 3 新しい類型の信託として、限定責任信託、受益者の定めのない信託（目的信託）、自己信託（信託宣言）を創設する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 自己信託に関する規定は、この法律の施行の日から起算して1年を経過するまでの間は、適用しない。
- 3 受益者の定めのない信託（公益を目的とするものは除く。）は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない。
- 4 3の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定める。

なお、本法律案は、衆議院において、公益信託以外の受益者の定めのない信託について、当分の間、政令で定める法人以外の者を受託者としてすることはできないとされていた経過措置に関して、公益信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討され、その結果に基づいて別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を、受託者としてすることができないこととする旨の修正が行われた。

【信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

政府及び関係者は、法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 信託が、我が国の社会において、今後とも広く利用が見込まれることにかんがみ、受託者の任務が適切に遂行されるよう、信託法、信託業法等に基づく受託者の義務について十分な周知を図るなど必要な方策を講ずること。
- 二 高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託については、特にきめ細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、その担い手として弁護士、社会福祉法人等の参入の取扱いなどを含め、幅広い観点から検討を行うこと。
- 三 自己信託については、委託者と受託者が同一人であるという制度の特質を踏まえて特例が設けられた趣旨にかんがみ、その適正な運用に資するよう、適用が凍結された1年間を経過するまでに、その周知を図るとともに、会計上及び税務上の取扱い等について十分な検討を行い、周知その他の必要な措置を講ずること。特に、公証人の関与が予定されていることを踏まえ、公証人の在り方についても検討すること。
- 四 受益者の定めのない信託が制度の本旨に反して濫用されることのないよう、その制度の趣旨及び内容の周知徹底に努めるとともに、その利用状況等を踏まえて、信託法附則第3項の取扱いその他受託者等の規制の在り方について検討を行い、所要の措置を講ず

ること。

五 公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。

六 今般の信託法の改正が、従来規制を大幅に緩和し、新たな制度を導入するものであることにかんがみ、その運用状況等を注視し、特に、制度の濫用等が行われていないかの把握に努めること。

右決議する。

**信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
(第164回国会閣法第84号)**

【要旨】

本法律案は、信託法の施行に伴い、旧信託法、信託業法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

【附帯決議】

信託法案（第164回国会閣法第83号）と同一内容の附帯決議が行われている。